

県南 B 地区ミニバスケットボール連盟規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この規約は、県南 B 地区ミニバスケットボール連盟に関することを定める。
- 第 2 条 本連盟は、県南 B 地区ミニバスケットボール連盟に登録したスポーツ少年団によって構成された連盟である。

第 2 章 目 的

- 第 3 条 本連盟は、県南 B 地区ミニバスケットボールの普及、発展と育成及び活動の活発化を図り、振興し心身の健全な育成に有することを目的とする。

第 3 章 事 業

- 第 4 条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 各種大会の開催
 - (2) 講習会、研修会の開催
 - (3) 県ミニバス連盟の運営協力
 - (4) その他目的達成に必要な事業
- 第 5 条 本連盟は、前条の事業に関しては、決定及び実施の権限を有する。ただし、本連盟の事業実施の基本方針については県ミニバス連盟に準ずる。

第 4 章 登 録

- 第 6 条 本連盟の加入は、登録をもって行う。
- (1) 本連盟に加入したチームは、県ミニバス連盟に準じた登録をすること。
 - (2) 登録は、毎年度これを新規更新する。
 - (3) 中途登録、その他登録に関しては、理事会において協議、決定するものとする。(各種手続きをすること。)
 - (4) 競技年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日を以って終わる。

第 5 章 役 員

- 第 7 条 本連盟に次の役員をおく。
- (1) 会 長 1 名
 - (2) 副会長 1 名
 - (3) 理事長 1 名
 - (4) 副理事長 3 名

次の専門委員を置く。

- (1) 総務委員長 1名 総務担当若干名
- (2) 競技委員長 1名 競技担当若干名
- (3) 審判委員長 1名 審判担当若干名
- (4) TO委員長 1名 TO担当若干名
- (5) 財務委員若干名
- (6) 監事（監査）若干名
- (7) コミッショナー委員長 1名 コミッショナー担当若干名

第 8 条 各地区は、地区理事 1 名を選出する。

- (1) 地区理事は、専門委員に属する。

第 9 条 理事長・副理事長並びに各委員長（副委員長）は、県ミニバス連盟より依頼された場合、県理事（常任理事）に就任するものとする。

第 10 条 会長・副会長は役員会（理事会）において選出し、県南 B 地区ミニバスケットボール連盟理事長が委嘱する。また、必要に応じて顧問を置くことが出来る。会長・副会長・顧問は連盟の相談役に応じる。

第 11 条 理事長・副理事長は、理事会において選出し、総会の議を経て就任する。

- (1) 理事長は連盟を代表し、会務のすべてを統括する。
- (2) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

第 12 条 各委員長は、理事会において選出し、総会で承認を得て理事長が委嘱する。

- (1) 委員長は理事長を補佐し、会務を掌理する。
- (2) 委員は、各地区で選出された者及び理事会にて推薦された者で、理事長が委嘱する。
- (3) 副委員長及び委員は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行し、目的を達成するために事業を企画運営する。
- (4) 監事（監査）は、理事会において選出し、本連盟の会計を監査する

第 13 条 役員任期は 2 年とする。ただし再任は妨げない。役員に欠員が生じたときはその補充をする。補充された役員任期は前任者の残任期間とする。

第 6 章 会 議

第 14 条 総会は、毎年 1 回理事長が招集し議長には理事長があたる。ただし、理事長が必要と認められた時は臨時にこれを召集することができる。

第 15 条 総会は、本連盟の事業計画、予算、事業報告、決算、その他事業に関する重要事項で役員会（理事会）の付議した事項を議決する。

第 16 条 役員会（理事会）とは、理事長が招集し理事長以下各委員が会議する。議長には理事長があたる。

第 17 条 役員会（理事会）は、本連盟の事業計画、予算、事業報告、決算、役員改選その他事業に関する重要事項を企画、立案する。

第 18 条

- 1 各会議は、構成員の 2 分の 1 以上出席をもって成立する。
- 2 各会議に出席できないときは、議決権を委任することができる。

- 3 各会議の議事は、出席者の過半数をもって決め、可否同数のときは、議長がこれを決める。

第7章 会 計

第19条 経費は、年間登録費、大会参加費、補助金その他の収入をもって充てる。

第20条 加入チームは、役員会（理事会）で決定した登録費及び大会参加費を納入しなければならない。

第20条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第8章 規約の変更

第21条 この規約は、役員会（理事会）及び総会において3分の2以上の賛同を得なければ、変更はできない。

付 則

この規約は、平成19年5月1日から1ヶ月間施行期間とし、その後適用する。

平成25年4月29日一部改正

平成27年9月26日一部改正

平成29年4月29日一部改正（第7条にコミッショナー委員に関する記事を追加）

県南 B 地区ミニバスケットボール連盟役員

(平成 29 年度～平成 30 年度)

会 長 小谷野 守 男
副 会 長 間根山 稔 男
顧 問 岡 賢 市

常任理事

理事長 久 川 勝 彦 (松ヶ丘：県常任理事 県副理事長)
副理事長 岩 田 成 弘 (伊奈：県理事 広報委員)
" 阿 部 功 (作岡：県常任理事 総務副委員長)
" 片 岡 博 之 (藤代)
総務委員長 岩 田 成 弘 (伊奈：県理事 広報委員) 兼務
競技委員長 横 山 信 行 (ソニック：県常任理事 競技委員長)
審判委員長 鈴 木 益 美 (小絹：県理事 審判委員)
T O 委員長 久 松 秀 樹 (沼崎：県理事 T O 委員)
コミッショナー委員長 椎 名 宏 之 (久賀：県常任理事 コミッショナー委員長)

理 事

総務副委員長 萩 原 旭 (谷田部：HP 担当) ※
" 委 員 中 山 和 幸 (大野)
" 委 員 山 崎 裕 貴 (宮和田)
競技副委員長 山 崎 諄 (宮和田：県理事) ※
" 委 員 日下野 祐 也 (伊奈)
" 委 員 鈴 木 武 士 (春日)
審判副委員長 松 宮 民 夫 (並木) ※
" 委 員 秋 田 潤 (県南 B 地区連盟)
" 委 員 一 色 渉 (県南 B 地区連盟：県常任理事 審判委員)
" 委 員 宮 崎 哲 也 (布川)
" 委 員 竹 内 健 治 (ファインズ)
T O 副委員長 渡 辺 哲 夫 (小張) ※
" 委 員 加 藤 将 哉 (取手中央)
" 委 員 大 友 雄 也 (松ヶ丘)
コミッショナー副委員長 小 川 仁 士 (大野) ※
" 委 員 久保田 壯 (板橋)
" 委 員 高 橋 則 夫 (作岡)
会計 小谷野 拓 也 (吉田) ※

監事 (監査) 石 田 博 民
倉 持 則 男

連盟事務局 取手市井野

地区理事会は常任理事及び理事の中の※の人が参加する